

国際交流における危機管理体制整備について

業者契約導入の経緯

- ・東京大学のグローバル化推進に伴い、海外へ留学する学生、または海外からの留学生が今後増加することが想定されている。現在、海外で発生した危機事象や日本国内で外国人留学生に対して発生した危機事象などについては、当該危機事象の対象者が所属する部局担当者が対応することとなっているが、英語での対応が不可能な場合もある。また、海外で発生した事象について、教職員では対応できないケース（緊急時医療搬送等）があり、現在の危機管理体制においてはカバーされていない場合もある。このことに対応することは急務であり、グローバルキャンパス推進室で検討した結果、以下のサービスを利用することで対応することが妥当であるとの結論に至った。

○危機管理アシスタンス業者：日本エマージェンシーアシスタンス（株）

サービスの内容

- ・海外危険情報の提供（専用WEBサイト）
- ・学生の安否確認（平時及び緊急時）
- ・医療機関の案内、緊急時医療搬送、母国（派遣元大学、家族又は大使館など）への連絡
- ・駆けつけた家族への対応
- ・母国での継続治療時の手配、亡くなられた場合の各種行政手続や遺体の母国への搬送又は埋葬等
- ・医療機関との電話通訳
- ・24時間電話対応（英語、中国語、日本語対応）
- ・緊急時のメディア対応
- ・緊急時に海外での現地支援
- ・海外旅行保険の補償対象外のケースについての対応（ドラッグ使用による健康障害の発生、暴力行為を受けた際の負傷など）

（注）保険会社のサービスとの違いは別紙参照

○対象となる学生

Outbound（学生海外派遣）

- ・海外留学プログラム（短期プログラムも含む）にて海外渡航する学生は必ず日本エマージェンシーアシスタンス（株）が提供する OSSMA(Overseas Student Safety Management Assistance)に必ず加入することとする。（加入に要する経費は自己負担）

Inbound（留学生受入）

・ 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1に定める在留資格により滞在する者で以下の課程等に在籍する者（※1）

- 学部学生（教養学部前期課程、後期課程各学部）、学部研究生、学部特別聴講学生
- 修士課程、専門職学位課程、博士課程、大学院研究生、大学院外国人研究生
- 大学院特別聴講学生、特別研究学生
- 研究所研究生、東京大学における国際短期プログラムの実施に関する規則に基づき受け入れるプログラム受講生
- その他国際本部長が認めたプログラムにより来日した者

※1【対象】(別表第一)外交、公用、教授、芸術、宗教、報道、投資・経営、法律・会計業務、医療、研究、教育、技術、人文知識・国際業務、企業内転勤、興行、技能、技能実習、文化活動、短期滞在、留学、研修、家族滞在、特定活動
【対象外】(別表第二)永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者(法務大臣が特別な理由を考慮し一定の在留期間を指定して居住を認める者(難民、日系人の子孫及び配偶者等))、本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)に定める特別永住者

○料金

・ Outbound（学生海外派遣）

入会金 80,000 円（FLY プログラムにて加入済みであるため不要）

年間基本料金 100,000 円 大学負担

料金 3,000 円 ～ 27,000 円（別紙参照） 学生負担

※契約書については FLY プログラムにて契約済みであるため、他のプログラムで利用することになっても変更契約の必要はない。

料金を払っていない学生が本サービスを利用した場合は通常料金の3倍の額を支払う必要がある。

・ Inbound（留学生受入）

入会金 50,000 円 大学負担

年間基本料金 100,000 円 大学負担

料金 1,000 円／人／1年 大学負担

※学籍登録している留学生を対象とする。現在約 3,000 名が在籍

大学負担額合計 3,150,000 円

※短期プログラム参加の留学生で学籍番号を保有していない学生については個別に料金の支払いが必要。ただし、料金を払っていない学生が本サービスを利用した場合は通常料金の3倍の額を支払う必要がある。

○サービス利用方法

- ・ **Outbound**（学生海外派遣）については学生本人が業者の申請用紙に記入し、郵送してサービス利用登録を行う。
- ・ **Inbound**（留学生受入）については半期に一度学務システムより、留学生の在籍情報のデータを業者に提供し、サービス利用開始となる。ただし、業者に情報提供するタイミング間に本学に来る学生についてもサービスの対象となる。

○学内への連絡体制及び周知について

- ・ 業者が第一報を受けた後、当該学生所属部局の連絡担当者が業者から直接連絡を受け、その後当該部局から、国際本部、総合企画部総務課、教育・学生支援部及び環境安全本部の関係部局に部局連絡担当者から連絡を入れ、各部局連絡担当者は各部局の緊急連絡網に従い、連絡を行う。（本体制については現在総合企画部にて調整中）
- ・ 本部及び各部局事務担当者への説明会を開催し、案内を行う。（サービス内容、登録方法、サービス利用方法等について）

○その他

- ・ 本サービスは海外旅行保険とは異なり、学生にかかった費用（医療費・緊急移送費用等）を補償するものではないため、海外渡航する学生には海外旅行保険に加入させる必要がある。
- ・ 海外渡航危機管理ガイドブックを改訂し、緊急時連絡先を日本エマージェンシーアシスタンス（株）のヘルプラインとする。

OSSMA料金表 ② (会費:学生のご負担分)



OSSMA会費 (期間に応じて右記のとおり)	1カ月	3,000円	5カ月	17,000円
	2カ月	5,000円	6カ月	20,000円
	3カ月	10,000円	7~9カ月	24,000円
	4カ月	13,500円	10~12カ月	27,000円

上記料金には別途消費税が発生します。

(例) 派遣期間と派遣人数: 1か月=90人、6ヶ月=5人、12か月=5人 合計100名の場合

(年間基本料金: 貴学はお支払済み) (OSSMA会費: 学生のご負担分) (総額)
100,000円 + (3,000円×90人+20,000円×5人+27,000円×5人) = 605,000円
(消費税別)

※ 海外に派遣される教職員をサービスの対象とすることもできます。必要な場合にはご相談ください。

※ 学生個人が会費をご負担するにあたり、口座引き落としが可能です。大学の事務負担を大幅に軽減出来ます。

保険会社(学研災付帯海学)と日本エマージェンシーアシスタンスとの比較

保険会社のサービス内容	保険会社のサービスの対象外	OSSMAのサービス
最寄りの病院の案内・紹介	けんかに巻き込まれた大けが、ドラッグ混入され重体、持病再発、自殺未遂による重体、メンタル不調等のケースについては対応してもらえない。	左記のケースであっても、病院の案内、紹介、搬送を行ってもらえる。
キャッシュレス提携病院の案内・手配	上記のケースは対象外	5,000USDまで立替払い対応
病院等医療機関への支払保証	上記のケースは対象外。また補償額を超過するケースは対応しない。	5,000USDまで立替払い対応。5,000USDを超えた場合は合意のもとで立替払いを行う。
保険金請求方法に関する各種相談	上記のケースは対象外 その他に当事者と示談交渉した場合はその示談交渉成立後でないとい保険請求できない。	示談交渉成立前であっても仲介にたつて対応してもらえる。
患者の移送の手配	上記のケースは対象外	どんなケースであっても対応可能
救援者の航空便、ホテルの手配	航空券、ホテルの手配は実施するが、その後保護者等の渡航先のサポートまではしてもらえない。	渡航先での保護者等へのサポートをしてもらえる。
ご遺体移送の手配	特になし	
緊急医療相談サービス	メンタル不調の場合や医療相談以外の相談は対応	様々な相談に対応可能
病院での通訳	中国以外は対応不可	英語であれば、ほぼ全世界対応可

OSSMAのみ対応可能なサービス

- 海外危険情報の提供
- 学生の安否確認(定期及び緊急時) 緊急時はスタッフを現地に派遣して安否の確認を行う。
- 保険の補償対象かつ補償額を超過するケースでも各種の対応を行う。
- メンタル不調学生への対応
- 海外渡航中の学生情報がチェックできる。(どの国に何人渡航しているかなど)
- 大学緊急対策本部および現地対策本部支援
- 大学教職員、保護者への現地支援
- 場合によっては教員に代わって、カウンセリング等を行う。

SGUにおける海外渡航時の緊急時連絡体制(案)

